

第41号議案参考資料

議案名

専決処分の承認を求めることについて
(桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

1 提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急に桶川市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和7年3月31日に桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

2 改正の内容

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を305,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を56万円に引き上げる。

(第21条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日